

結婚・子育て資金贈与専用預金

(2023年8月1日現在)

1. 商品名	結婚・子育て育資金贈与専用預金
2. 対象となる方	18歳以上50歳未満の個人（直系尊属と書面にて贈与契約を締結している個人）で、前年の合計所得が1,000万円未満の方
3. 期間	2025年3月31日(月)まで
4. 預入方法 (1) 預入方法 (2) 預入金額	<ul style="list-style-type: none">・口座開設時に結婚・子育て資金管理特約を締結させていただきます。・10万円以上1,000万円までとなります。
5. 払戻方法	<ul style="list-style-type: none">・随時、払い戻します。・払戻しは、結婚・子育て資金の支払に限定されます。※結婚関係で支払われるものは300万円まで・結婚・子育て資金の支払いを証明する領収書等を窓口にご提出いただく必要があります。
6. 利息 (1) 適用金利 (2) 利払頻度 (3) 計算方法	<ul style="list-style-type: none">・毎月の普通預金の店頭表示利率を適用します。・毎年2月と8月の第3金曜日の翌日に支払います。・毎日の最終残高1,000円以上について付利単位を100円とした1年を365日とする日割計算。
7. 手数料	<ul style="list-style-type: none">・口座開設時に事務取扱手数料22,000円(税込)がかかります。・追加のお預入れならびにお引出しに手数料はかかりません。・振込手数料等所定の手数料がかかる場合があります(各種手数料は本措置の適用対象外となります)。
8. 解約	下記のいずれかの早い日に結婚・子育て資金管理特約は終了します。その場合、本口座はただちにご解約いただきます(通常の預金口座として引続きご利用いただくことはできません)。 ①預金者が50歳になられた場合 ②預金者が亡くなられた場合 ③残高が0となり、預金者と当行で契約終了の合意があった場合
9. その他参考となる事項	<ul style="list-style-type: none">・給振口座の取扱いはできません。・キャッシュカードの発行はできません。・ATM、インターネットバンキング、足利銀行アプリでの取扱いはできません。・公共料金の自動支払いおよび給与・年金・配当金・公社債元利金等の自動受取り、また、契約に基づく継続的な振替や振込の入金口座としてはご利用できません。・譲渡または担保に供することはできません。・本商品は預金保険の対象であり、合算して元本1,000万円までと

	その利息等の範囲内で保護されます。
相談・苦情受付窓口 足利銀行お客さま相談室 028-622-0111	当行が契約している指定紛争解決機関 一般社団法人 全国銀行協会 連絡先 全国銀行協会相談会 0570-017-109 または 03-5252-3772